

保護者の皆様へ

東京都立五日市高等学校
校長 松崎 真理子

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています（裏面参照）。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒等が登校できない期間です。医師の指示等によりこれらの感染症で欠席させる場合には、学校へ連絡してください。また、他へ感染させるおそれがなくなった生徒等を登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

- * 1 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。
- * 2 欠席届の記入は、医師の指示に従い、保護者の責任においてお願いいたします。

学校感染症による欠席届

保護者(生徒) ⇒ 担任 ⇒ 保健室

東京都立五日市高等学校長 殿

年 番 氏名

下記の疾患について、令和 年 月 日に医師の診断を受けました。

このため、令和 年 月 日～令和 年 月 日までを

治癒期間として欠席していましたが、登校させますのでご連絡いたします。

病 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

医療機関の電話番号 : _____

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

令和6年10月改訂版

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属性インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第2類	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（N5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快 [※] した後1日を経過するまで <small>※軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること</small>
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

* その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会